

# しろや！ 広島城

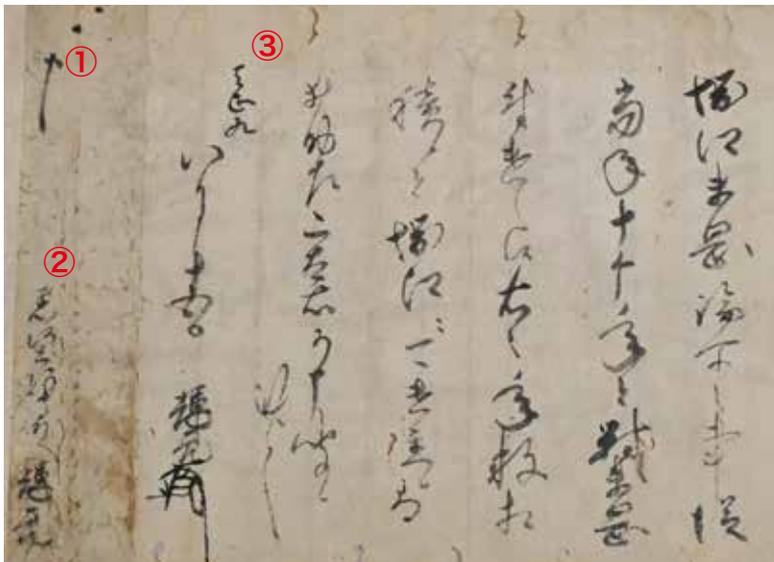


No.82

## 新発見！！資料紹介

### 輝元からの手紙 – 黒川三河守あて毛利輝元書状

今回は広島城で新たに入手した資料を紹介します。このたび入手したのは、毛利氏の家臣である黒川三河守（著保）とその一族の資料4点がひとつの巻物にまとめられたもので、調査の結果、これらの資料は研究者も見たことがない、新発見の可能性が高いことがわかったのです！！



【資料1】黒川三河守あて毛利輝元書状

#### ◆黒川三河守と今回見つかった資料について

黒川三河守著保（以下、著保）は、永禄8年（1565）頃～天正14年（1586）頃まで山口奉行として活動し、周防国・長門国（現山口県）の寺社や家臣の要望を毛利氏に取り次ぐ任務に当たっていました。

毛利氏の家臣については、『八箇国御時代分限帳』（以下、『分限帳』）が参考になります。この資料は、毛利氏が天正15（1587）～同18年（1590）に行った検地で確定した石高を整理し、人ごとに土地と石高の割り当てが記されており、この時期の毛利氏の家臣の名前が全て書かれています。それによると、著保の子である「黒川兵部」や、[資料3・4]に出てくる「黒川久吉」、「黒川孫兵衛」の名が見られ、この時点で黒川家が毛利氏に仕えていたことがわかりました。

|  |  |
|--|--|
| <p>【解説】</p> <p>堀江末岡論所之事、從当年十ヶ年者對末岡付遣之候、右之年數相積候者、堀江二可遣置候、尚井助左三太右可申聞候、</p> <p>〔編註〕<br/>「天正九」<br/>八月十五日 輝元（花押）<br/>〔編註〕<br/>「黒川三河守殿 輝元」</p> | <p>【読みとり】</p> <p>堀江・末岡論所の事、当年より十ヶ年は末岡に對し付け遣わし候、右の年數相積もり候えは、堀江二遣わし置くべく候、尚、井助左三太右申し聞かすべく候、謹言</p> |
| <p>【現代語訳】</p> <p>堀江と末岡で訴訟になっている土地について、今年から十年は末岡に与えます。この年数が経ったら、堀江に与えなさい。なお、井上就正と二宮就辰が言い聞かせるだろう。</p>                                      |  |

続いて、今回入手した資料と同じものが記録として残っていないのか、江戸時代、萩藩主となった毛利氏が編纂させた、『萩藩閥閥録』（以下、『閥閥録』）や、山口県内の資料をまとめている『山口県史 史料編中世』などを確認しましたが、他の人物と連名で出された資料や、本文中に「黒川三河守」と書かれているものはあったものの、今回入手した資料とまったく同じものや、関連する内容が書かれた資料はありませんでした。

以上、このたび入手した4点の資料とあわせて考えてみると、黒川家は『分限帳』が作成された天正末

1 享保10年（1725）完成。萩藩5代藩主毛利吉元が家臣の永田正純に命じて、各家に残された文書（手紙など）の写しを提出させ、それを元に編纂した資料集。

から、今回入手した資料の中で一番新しい年号である[資料4]の元和7年(1617)まで毛利家に仕えていましたが、『閥閥録』が編纂される江戸時代中期には家がなくなってしまう、あるいは、毛利家から離れてしまったため、これらの資料の写しが萩藩に提出されることなく、現在まで存在が知られていなかったと考えられます。

### ◆資料紹介

#### [資料1] 黒河(川) 三河守あて毛利輝元書状

まずこの書状(手紙)をよく見てみると、紙面の左上に墨でスツと縦に線が入っています(①)。これは「墨引」といって、手紙に封をした時の封じ目にあたる部分です。この墨引の下にある「黒河三河守殿 輝元」とある部分(②)は「ウハ(上)書」といい、現在でいうところの封筒に書く、あて名と差出にあたります。ちなみに、「ウハ書」の右側が黒く変色していますが、それは、この書状がたたまれた状態で長期間保管されていたため、写真ではわかりにくいかもしれませんが、この部分の和紙がかなり毛羽立っています。

次に、この書状の日付は「天正九年(1581)八月十五日」(③)となっていますが、年号をよく見ると墨の色が日付の部分と違っています。これは、書状を受け取った際に書いたか、あるいは後の世にメモとして書いたと思われるため、どの年に出されたのか、よく考える必要があります。

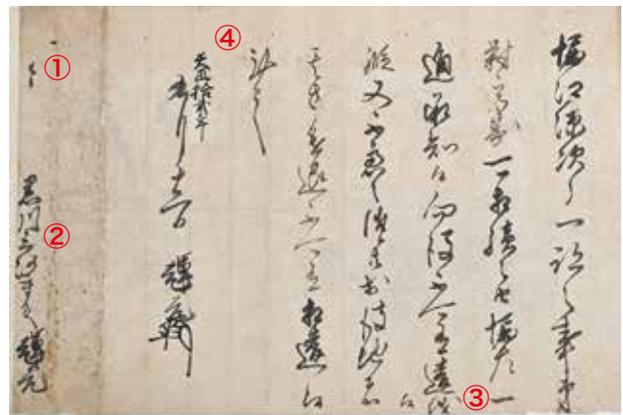
続いて、この書状に出てくる人物を見てみましょう。土地の問題で争っている「末岡」と「堀江」なる人たちですが、「末岡」は『分限帳』に「末岡九左衛門」という名が見られましたが、「堀江」については記載がなく、わかりませんでした。そして、本文の最後に書かれている、「井助左」と「二太右」ですが、「井助左」は周防四郡(大島・玖珂・熊毛・都農)段銭奉行(寺社の造営など臨時にかかる税を徴収する役目を担う)の井上就正、「二太右」は輝元の側近を務め、広島築城のときに普請奉行にもなった二宮就辰と考えられます。

さて、この書状の興味深いところは「堀江と末岡で争いになっている土地(論所)について、今年から10年間は末岡に与えるが、10年経ったら堀江に与えなさい。」と、10年で所有者を変更している点です。土地所有の年限については、例えば、鎌倉時代に武

家に関する法律を定めた御成敗式目のなかに、「他人の土地を20年以上実効支配した場合、その占有権を認める」という決まりがあります。越前国(現福井県)朝倉氏による堺争論の裁許や駿河国(現静岡県)今川氏による武士同士の所領争論の判断でもこの決まりが用いられています。

しかしながら毛利氏の場合、この決まりを用いた事例はなく、また、今回見つかった資料のように年限を区切った資料もありません。輝元がなぜこのような判断を下したのか、まったくわからないのです。あくまで推測ですが、20年経つと末岡の占有権が認められるので、10年で区切り堀江に与えることにするつもりだったのかもしれませんが。

#### [資料2] 黒川三河守あて毛利輝元書状



|  |  |
|--|--|
| <p>【解説】<br/>堀江源次郎一跡之事、弟対高寿可相続之由、堀左一通承知候、向後不可有違儀候、縦又不慮之儀候共、於彼地者其方進退不可有相違候、謹言</p> <p>「天正拾貳年」<br/>九月十二日 輝元(花押)</p> <p>「(後封つハ書)」<br/>黒川(三河守)殿 輝元</p> | <p>【読み下し】<br/>堀江源次郎一跡の事、弟高寿に対し相続すべき由、堀左一通承知候、向後違儀あるべからず候、たとい又不慮の儀候共、彼地においては其方進退相違あるべからず候、謹言</p> <p>【現代語訳】<br/>堀江源次郎の跡継ぎを弟の高寿に相続すること、堀江左衛門尉からの書状で承知しました。今後異義があつてはいけません。たとえ思いもよらないことがあつても、かの地については、そちらの支配に間違いがあつてはいけません。</p> |
|--|--|

[資料2]も先ほどの[資料1]と同じく、「墨引」(①)と「ウハ書」(②)があり、「ウハ書」の右側が黒く変色し、こちらも長期間たたまれた状態で保管されていたことがわかります。さて、この書状をよく見てみる



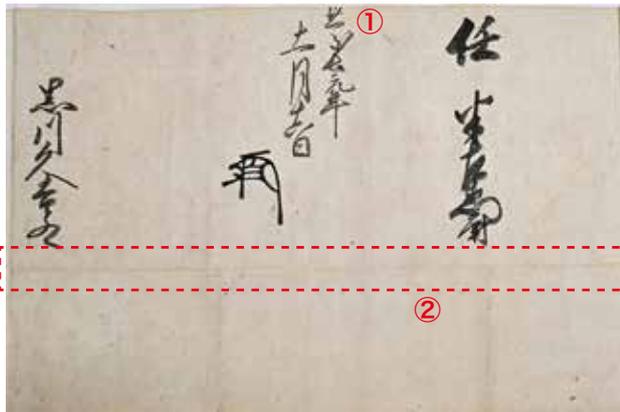
③拡大写真

と左側の差出の一部(②)と紙面の下部(③)が欠けています。これは、書状を

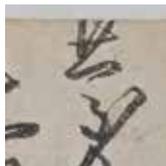
ひとつの巻物にまとめる際にほかの書状とサイズを合わせて裁断したため、文字が切れてしまったと思われます。

次にこの書状は「天正拾弍年(1584)九月十二日」に出されましたが(④)、年号の部分はそれを書いた紙を後から貼りつけているため、こちらもいつ出されたものかはっきりしません。人物については、輝元、著保は[資料1]と同様です。「堀江」なる人物も同一人物かはわかりませんが、[資料1]にも出てきますので、この2通の書状は堀江氏に関連する内容であることがわかります。内容は堀江源次郎の跡継ぎを弟の高寿が相続することを輝元が認める、というものです。

### 【資料3】黒川久吉あて毛利輝元<sup>けみょうかぎだし</sup>仮名書出



【解説】  
任 半左衛門尉  
慶長元年  
十一月十六日  
黒川久吉殿  
(花押<sup>元</sup>)



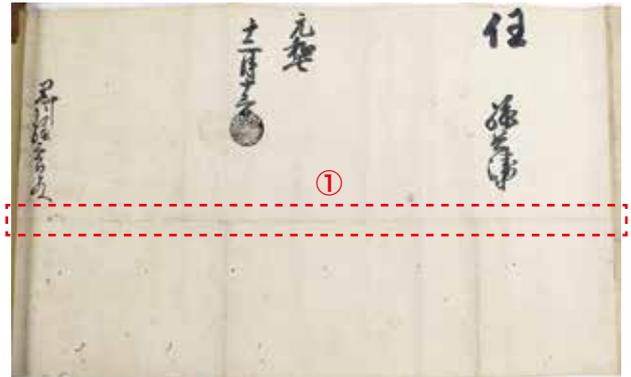
①拡大写真

慶長元年(1621)11月16日に、黒川久吉を「半左衛門尉」に任ずるとしたものです。「半左衛門尉」というの決まった役職ではなく、通称となります。これは久吉に対し、半左衛門尉を名乗ってもいいことを輝元が認めています。

次に、この資料も紙面の上部の「慶」の字が切れており(①)、また、上下に折った紙の折れ目が半分より下に寄っていて中途半端になっています(②)。これは、資料が元はもっと大きな紙を上下半分に折って書かれていましたが(折紙)、こちら巻物にまとめる際、都合のいいように裁断したと考えられます。なお、

差出人ですが、花押の形が[資料2]と同様であることから輝元であることがわかります。しかしながら、先の2点の資料と比較して花押に墨のカスレが少なくベタとした印象があり、輝元本人でなく、右筆(書類作成する役人)などが見本を見ながら書いたのかもしれない。本来でしたら、輝元本人が花押を書かなければならないのですが、書類の作成を簡素化するため、代筆することもありました。

### 【資料4】黒川孫三郎あて毛利秀就<sup>ゆうひつ</sup>カ仮名書出



【解説】  
任 孫兵衛尉  
元和七  
十二月十三日  
黒川孫三郎殿  
(黒印<sup>秀就</sup>)

元和7年(1617)、12月13日、黒川孫三郎を「孫兵衛尉」に任じています。こちらも[資料3]と同様に、孫三郎に通称・孫兵衛尉と名乗ることを許しています。

この文書も元は上下半分で折って書いてありましたが(①)、巻物にするために上下を裁断しています。さらに、差出人も花押ではなく、印鑑(黒印)を押しており、書類作成をより簡素化していることがわかります。差出人はおそらく輝元の後継である秀就と思われます。

以上、著保に関連する4点の新出資料を紹介しました。特に[資料1]についてはマニアックな内容ではありますが他に例がなく、興味がつきません。今後、著保のこととあわせて他の関連資料がないか、調査を継続していきたいと思います。(高土尚子)

### ◆参考文献

- ・松浦義則「戦国大名毛利氏の領国支配機構の進展」、加藤益幹「戦国大名毛利氏の奉行人制について」(藤木久志編『戦国大名論集14 毛利氏の研究』1984年、吉川弘文館)
- ・松園潤一郎「中世における年記法の機能と変容」(『一橋法学』第18巻第1号、2019年)

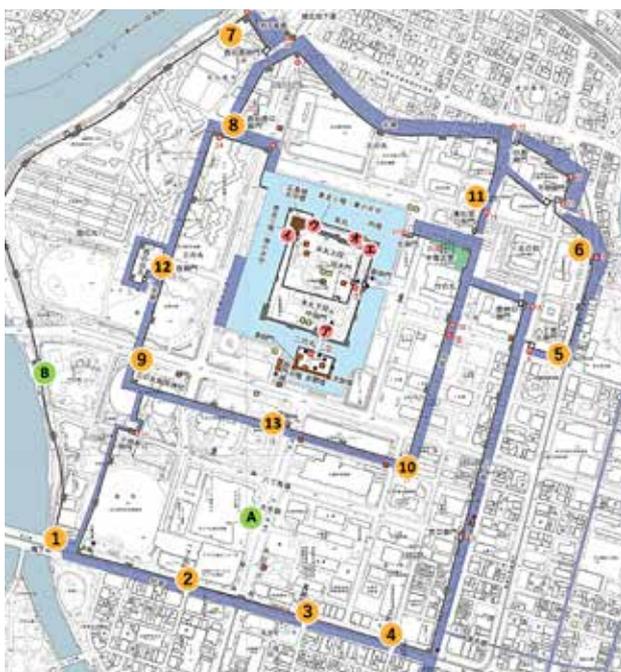
今回入手した資料の内容について、県立広島大学名誉教授・秋山伸隆氏からご助言をいただきました。この場を借りて厚くお礼申し上げます。

## コラム — これからの広島城 — 城郭跡の説明板・標柱②

本市では、かつての広島城の広さを体感してもらうために、櫓や城門など城郭の主要な建物が存在した場所に標柱・説明板を設置しています。本紙74号（令和5年1月30日発行）で紹介したときから設置場所が増え、現在は、標柱11か所、説明板を2か所設置しています。さらに、令和6年度中に南御門跡・西御門跡の2か所に標柱を設置予定です。また、史跡内には天守の南と東にあった小天守跡、中御門跡や刻印がみられる石垣などの案内板も設置しています。

これらの整備により、今はオフィスビルや道路となっている場所が広島城の城域の中であったことを感じられるようになっていきますので、是非、街中で標柱を探してみてください。

### 【標柱・説明板 設置位置図】



#### 【標柱】

①櫓之下御門西櫓跡 ②一丁目口御門跡 ③研屋町口御門跡 ④立町口御門跡 ⑤外堀・八丁堀御門東の隅櫓跡  
⑥外堀跡・外郭櫓跡 ⑦四角堀・外郭隅櫓跡 ⑧西松原口御門跡・土橋跡 ⑨中堀跡 ⑩中堀跡・三の丸南東隅櫓跡  
⑪外堀跡 ⑫西御門跡（令和6年度中設置） ⑬南御門跡（令和6年度中設置）

#### 【説明板】

A：大手郭跡 B：外郭櫓跡

#### 【史跡内の案内板】

ア：中御門跡 イ：南小天守跡 ウ：東小天守跡  
エ：崩された石垣 オ：刻印がみられる石垣

### 一丁目口御門跡標柱（図中②）



相生通り北側歩道、広島中郵便局とそごうの間に設置されています。相生通りは、広島城の南側外堀であった場所です。一丁目口御門は、その外堀に面する城門で、広島城の大手門（正門）となっていました。

### 南小天守跡案内板（図中イ）



広島城天守には東と南に小天守が2基あり、どちらも三層三階で、廊下と呼ばれる渡櫓で天守に連結されていました。案内板は南・東小天守台にそれぞれ設置されています。

（市民局文化スポーツ部文化振興課広島城活性化担当）

しろや  
！  
広島城

#### 編集・発行

公益財団法人広島市文化財団  
広島城

〒730-0011  
広島市中区基町 21-1  
電話：082-221-7512  
FAX：082-221-7519

令和6年12月14日発行

#### 広島城利用案内

開館時間 9:00～18:00（12月～2月は9:00～17:00）

入館の受付は閉館の30分前まで

観覧料 大人370円（280円）  
高校生・シニア〔65歳以上〕180円（100円）

（ ）内は30名以上の団体料金

休館日 12月29日～31日（臨時休館あり）

ホームページ <https://www.rijo-castle.jp>

📄「しろや！広島城」のバックナンバーは、広島城のホームページからダウンロードできます